

全塾協議会事務局規則

第1章 総則

第1条 (目的)

全塾協議会事務局は、全塾協議会規約に定めるところにより、全塾協議会の決議に基づいて業務を執行し、その他全塾生のために学生自治に関する事務を行う。

第2条 (名称)

本組織は、名称を全塾協議会事務局とする。

第3条 (所在地)

全塾協議会事務局 (以下「事務局」という) は本部を東京都港区三田二丁目十五番四十五号慶應義塾大学三田キャンパス西校舎学生団体ルーム内に置く。

第2章 事務局長

第4条 (事務局長)

1. 事務局長は、全塾協議会事務局を代表する。
2. 事務局長は、事務局員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される全塾協議会規約に基づき選出される。

第3章 事務局員

第5条 (資格)

1. 事務局は、事務局長及び事務局長によって承認された事務局員によって構成される。
2. 事務局員は、慶應義塾大学の学部生でなくてはならない。
- 2.3. 事務局長は、すべての役員が事務局員と事務局員以外を明確に区別できる措置を講じる責任を負う。

全塾協議会事務局規則 2017年10月2日改正

~~3. 事務局長は、事務局員の変動があったとき、全塾協議会へ報告しなくてはならない。~~

第6条（兼任禁止）

事務局長は、全塾協議会規約で定める兼任の禁止を遵守しなければならない。~~塾生代表及び所属団体を代表する役職に就いてはならない。~~

第7条（退局）

事務局員は、事務局長へ退局届を提出することによって退局することができる。

第8条（除名）

事務局長は、著しく事務局の秩序を乱し、その他事務局員としての本分に反したものを除名することができる。ただし、総会に報告しなければならない。

第4章 組織

第9条（部署）

1. 全塾協議会は以下の部署を置く。

- 一. 総務部
- 二. 財務部
- 三. 広報部
- 四. 管理企画部

2. 事務局長は、必要と認める場合、新しく部署を置くことができる。

3. 各部署は、以下の職務を行う。

- 一. 総務部 ~~全塾協議会における議会の運営に係る業務及び登記業務を遂行する。~~
- 二. 財務部 全塾協議会及び事務局に関する、の会計及び監査業務の統括を遂行する。
- 三. 広報部 ~~全塾協議会及び事務局に関する 広聴及び広報広報を遂行する。~~
- 四. 管理企画部 ~~全塾協議会及び事務局に関する情報等の管理の企画を計画し、遂行する。~~

4. 事務局長は、各部署に前項の定める職務の他に事務局の目的のために必要と認める

業務を職務として指定できる。

4.5. 各部署は、月に一度、部会を開く。

第10条（部長・部長補佐）

1. 各部署は部長によって統括される。また、部長は役員でなければならない。役員は、職務に従い、各部署を統括する。

2. 第9条で定めた各部署の部長は以下の役員が務める。

- 一. 総務部 総務部長
- 二. 財務部 財務部長
- 三. 広報部 広報部長
- 四. 管理部 管理部長

3. 部長は、事務局長により職務として統括している部署に指定された業務を、適度に分割し部署に配属された事務局員に割り振る。

4. 事務局長は、各部署に部長補佐その他必要な役職を置くことができる。

第11条（配属）

1. 事務局長は、役員でない事務局員をいずれかの部署に配属しなければならない。

1.2. 事務局長は、主たる配属先である主配属とは別に、副配属を設けることで事務局員を2つの部署に配属できる。

第5章 役員

第11条第12条（役員）

1. 全塾協議会事務局は以下の役員を置く。

- 一. 総務部長
- 二. 財務部長
- 三. 広報部長
- 四. 管理企画部長
- 五. その他事務局長が必要と認める役員

2. 役員はこれを兼任することを妨げない。

第12条第13条 (選出・解任)

1. 前項に掲げた役員は、事務局長がこれを事務局員の中から任命する。
2. 事務局長が必要と認めるときは、これを罷免することができる。

第13条第14条 (役員~~の職務~~)

1. 役員は、協力し、~~全塾協議会事務局~~事務局の運営を行う。
2. 役員は、事務局の目的のために必要な業務を事務局長と相談の上で構成し、それを職務とする。~~担当部署を統括する。~~

第14条第15条 (役員会)

1. 事務局長と役員は、月に一度、役員会を開かなくてはならない。
2. 役員会は、事務局長及び各役員が召集できる。

第15条第16条 (相談役)

1. 事務局長は、事務局長だったものを相談役とすることができる。
2. 相談役は、事務局の業務に対して助言を与える。

第6章 総会

第16条第17条 (総会)

1. 総会は、~~全塾協議会事務局~~事務局の最高意思決定機関である。
2. ~~全塾協議会事務局~~事務局は、半年に一度、総会を開かなくてはならない。

第17条第18条 (総会の召集)

総会は、事務局長がこれを召集する。

第18条第19条 (総会の召集請求)

全事務局員の三分の一以上の署名を以て、臨時総会の招集を事務局長に請求するこ

全塾協議会事務局規則 2017年10月2日改正

とができる。

第19条第20条 (総会の定足数)

総会は、全塾協議会事務局員の二分の一以上の出席を以て成立する。

第20条第21条 (議長)

総会の議長は、出席者の互選で指名された者がこれを行う。

第21条第22条 (議決)

総会の議決は、総会出席者の過半数を以て行う。

第7章 定例会

第22条第23条 (定例会)

定例会は、全塾協議会事務局における、総会に次ぐ意思決定機関である。

第23条第24条 (定例会の開催)

定例会は、月に一度開かれる。

第24条第25条 (定例会の定足数)

定例会は、全塾協議会事務局員の二分の一以上の出席を以て成立する。

第25条第26条 (準用)

定例会について、第21条2-0条及び第22条2-1条を準用する。

第8章 登記

第26条第27条 (登記)

事務局は、全塾協議会に対して登記を行う。ただし、登記の方法については、全塾協議会登記規則の定めによる。

第9章 会計

第28条（事業年度）

事務局の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第29条（財務責任者）

事務局の財務責任者は財務部長が務める。

第9章第10章 情報管理

第30条（情報管理）

事務局は全塾協議会が定める情報管理規則に基づき、全塾協議会及び所属団体の情報を管理する。

第31条（管理部）

管理部は、事務局で管理する情報を把握し、紙媒体と電子媒体の両方に対して管理担当者と管理策を整理する。また、定期的に管理策を評価し改善の助言を行う。

第32条（情報管理責任者）

管理部長は、事務局の情報管理責任者として事務局の情報資産に対する管理責任を負う。

第33条（外部委託に伴う情報提供）

1. 事務局長及び事務局員は、事務局の業務を外部の個人又は団体に委託する際に、事務局が保有する情報を提供する必要がある場合、情報管理責任者の承認を受けなければならない。

2. 管理部は、前項の規定に基づき情報を外部に提供する際の合意事項を保管する。

全塾協議会事務局規則 2017 年 10 月 2 日改正

第10章第11章 改正及び廃止

第27条第34条 (改廃)

本規則は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成を以て改廃される。

以上のとおり、全塾協議会事務局規則を改正する。

2017 年 10 月 2 日

2017 年度慶應義塾大学全塾協議会事務局

事務局長 丹羽直也